

第二次環境基本計画見直しにかかる

中央環境審議会総合政策部会と各種団体との意見交換会

資料 1 - 2 関連資料 (※)

(主に地球環境関連)

(団体)	(頁)
第 2 回	
・有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会	1
・社団法人 海外環境協力センター	5
・国際協力銀行	9
・特定非営利活動法人 気候ネットワーク	17
・社団法人 全国材木組合連合会	21

(※) 意見交換に際し団体から提出頂いた資料 (パンフレット等一部資料は除く)

平成 17 年 8 月 26 日

有限責任中間法人 オゾン層・気候保護産業協議会 (JICOP)

上村 茂弘

1. 環境保全への取組状況

(1) JICOP 概要

- ・「オゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書」の採択 (1987 年)、「オゾン層保護法」の制定 (1988 年)、特定フロン^①の生産、輸入についての規制開始 (1989 年) を受け、1989 年に産業界の横串組織として「特定フロン使用合理化推進協議会」が発足。翌年、「オゾン層保護対策産業協議会」と改名、さらに 2003 年の中間法人化の際、「オゾン層・気候保護産業協議会」と改名。
- ・会員数は正会員 32 団体。賛助会員 35 社。正会員の内訳は化学物質製造関連が 4 団体、冷媒、発泡剤、エアゾール、洗浄剤等のユーザー関連が 26 団体、その他 2 団体。
- ・JICOP の役割は、「国内外の情報収集と発信を行い、政府と産業界とパイプ役を果たし、産業界の対策が効果的に推進されるよう支援すること」。
- ・当初、オゾン層破壊物質 (CFC、HCFC 等) の削減対策からスタートしたが、この代替物質 (HFC 等) が温室効果ガスであることから、最近では、地球温暖化防止活動が重点になっている。
「オゾン層保護と地球温暖化防止の両立」の観点からの取組を展開している。

(2) 最近の活動内容

①地球温暖化防止関連

- ・代替フロン等 3 ガス (HFC、PFC、SF6) の排出削減の産業界自主行動計画推進への協力 (経済産業省オゾン層保護等推進室との意見交換会の実施等)
- ・各種調査の実施 (代替フロン等 3 ガス排出量インベントリ関連等)
- ・セミナー等の開催 (代替フロン等 3 ガス排出削減の国際動向等)

②オゾン層保護関連

- ・UNEP TEAP (技術・経済アセスメントパネル) への参画
- ・フロン回収、破壊に関する施策への協力
- ・ハロンシステム検討への参画

③途上国支援関連

- ・JICA 研修の実施
- ・モントリオール基金活用に関する調査への協力

④普及、啓発関連

- ・オゾン層保護対策推進月間行事への協力

(3) これまでの成果と課題

<オゾン層保護>

- ・モントリオール議定書は採択以降、度々の規制強化が行われたが、これにも拘らず、オゾン層破壊物質の生産削減、全廃は極めて順調に、着実に達成してきた。
- ・これは当然、各界の努力の成果であり、産官による対策の方向付けに基づき、代替物質の選定、開発およびこれの適用技術開発が短期間で実施された。
一方、規制、施策の立案、実施に関して国際連携が非常にうまくいったケースとみられている。とりわけ、UNEP（国連環境計画）内 TEAP（技術・経済アセスメントパネル）のメンバーのボランティア的な活動、繋がりに負うところが大きい。日本からも各分野より多数参加した。
- ・今、残る課題は、国内的には市場にあるフロン類の回収処理である。法律（フロン回収破壊法）はできたが、回収量率が現状では約 30%と推測されており、これを 2008 年からの 5 年間で 60%に引き上げるべく施策検討がなされている。
また、国際的には途上国支援である。モントリオール議定書での途上国の規制スケジュールは先進国の約 10 年遅れとなっており、技術移転、資金的支援が必要である。

<地球温暖化防止>

- ・オゾン層破壊物質の代替物質である代替フロン等 3 ガス（HFC、PFC、SF₆）の排出削減もこれまでのところ順調に推移してきている。2004 年の実排出量は 23.4 百万 CO₂ トンであり、基準年（1995 年）の 49.7 百万トンと比べると 5 割を超える大幅な削減になっている。
- ・これは、自主行動計画に基づく産業界の努力等の成果であり、漏洩対策、使用量減量化、代替化（ノンフロン化、低 GWP 化）の対策が寄与している。国際的にも、この着実な削減および産官連携の対策、フォローのしくみに対しては高い評価を得ている。
- ・ただし、オゾン層保護のため、冷媒分野でここ数年内に HFC への転換が進められたことから、HFC の排出増が顕在化しつつあり、今後の排出増が避けられない状況となっている。
- ・代替フロン等 3 ガスの排出量見通しは、当初の「地球温暖化対策推進大綱」では、基準年（1995 年）比 2010 年に、対基準年（1990 年）温室効果ガス総排出量比で +2.0% となっていたが、+1.4% さらに追加対策等で +0.1% に見直しされ、京都議定書目標達成計画に反映された。
- ・今後の課題は、追加対策等の実施により、目標達成をより確実なものにしていくことであるが、特に HFC 冷媒の回収対策の強化が必要である。
- ・回収問題は、メーカーの管理範囲を超えた、ユーザーサイドでの実態不明の状況があり、メーカーの自主活動では限界があることから、社会的課題として幅広い業種による検討、新たな施策の立案が必要である。既に、行政主導の検討体制がスタートしている。

2. 環境基本計画見直しに関する意見

(1) 「第三次環境基本計画策定に向けた中間とりまとめ」に関して
全般的に特に要望等の意見はありません。

(2) 個別的分野の施策に関して

記述の際、下記の点の配慮を要望します。

- ・オゾン層保護対策については、モントリオール議定書に基づき、引き続き生産規制対応を着実に実施していく必要があること。現在は排出抑制（回収、処理）のため、さらに効果的な社会的しくみづくりが求められていること。
- ・代替フロン等3ガスはオゾン層破壊物質の代替物質の位置づけにあり、オゾン層保護との関連で対策が実施されていること。
- ・代替フロン等3ガスの温暖化影響評価は、その物質の温暖化係数だけでなく、装置としての省エネ性を考慮した総合的な温暖化影響評価の手法を導入していくことが望まれること。

以上

環境基本計画見直し（中間とりまとめ）に関する意見交換会提出資料

2005年8月26日

社団法人海外環境協力センター

理事 青山俊介

はじめに

私どもの組織は、海外環境分野での事業展開を通じて地球環境、途上国環境問題への参画を希求している民間企業、地方公共団体、その他関連機関で構成されており、1990年に内閣総理大臣から設立を認可された社団法人である。

活動の中心は、会員内外の研鑽、人材育成、国際会議などの事務局、国際協力の海外展開組織や要員の支援などを展開しており、最近では、環境省の日中環境協力推進活動、京都メカニズムプラットホーム構築、イラク環境協力調査などで連携してきている。

本日は、こうした海外環境協力（地球環境問題対応を含む）に関わる法人としての立場から意見を述べさせていただきます。

1. 『一. はじめに』、『二. 第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題』についての意見

今回提示された「計画策定に向けた中間とりまとめ」は、『第二次環境基本計画』における「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期的目標を踏襲しつつ、新たな8つの計画策定の視点が示されている。また、その前段での『一. はじめに』では「物・心の両面からの環境と我々との関わり」「環境を介した、将来世代、世界の様々な地域の人々との関わり」と心（人々の価値観、思考、自然・環境感など）や世界が強く意識されており、『二. 第三次環境基本計画策定に向けての現状と課題』では、世界の環境・資源状況、日本と東アジアとの関係、地球温暖化、生物多様性問題など地球環境、途上国との連携が課題として大きく取り上げられている。

中間とりまとめが、第三次環境基本計画策定の基本方針と基本構成（論述骨子）を集約したものと捉えれば、地球環境、東アジアを中心とする環境協力の視点が『第二次環境基本計画』よりも強く意識されていることを高く評価する次第である。

しかし、これら前段での論述の集約としての8つの視点のなかで国際環境協力、地球環境問題に関する視点が直接的には最後の「地球規模の協力、連携体制が樹立される」に止まっていることに若干の疑義を感じる。具体的には環境の容量を越えない、世代・地域・主体間での負担の公平を分かち合う、様々な系における健全な循環を確保するといった視点到に国際、地球規模といった字句を加えることができないかとも思うが、既にこれらの思考が各項で踏まえられているとすると「地球規模の協力、連携体制が樹立される」を「上記7項の課題対応において、地球規模、国際的な協力、連携体制が樹立される。」といった記述に変えられないかをご検討いただきたい。

2. 『三. 今後の環境政策の展開の方向』について

提示されている6つの考え方に沿った論実は的確なものとする。

このうち、我々にとって特に関心があるのは、『4. 国・地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協議の推進』と『5. 国際的な戦略を持った取組の強化』である。

(1) 国民に埋没する産業・民間企業

— 今後の地球環境対応、国際環境協力を進める上で、我々は民間企業あるいは産業界といった主体がより重要な位置を占めてくると考えている。勿論、国民の意識、価値観がその基盤となることは明らかであるが、直接的には民間企業や産業の活動を通じた環境負荷の削減（技術開発を含めて）、国際環境改善への参画が大きな役割を担い、国際環境協力戦略の具体的展開においてもODA以上に重要な位置を占めることになる。

— この視点からみると『4. 国・地方公共団体、国民の新たな役割と参加・協議の推進』では標題で、国民のなかに産業界、民間企業も含めた表現としており、文脈のなかでは民間といった言葉を使い分けている。標題の国民の後に産業界を加えることなど国、地方公共団体、国民、産業界（民間関係組織を含む）といった形で推進主体としての産業界を明確にする必要があるのではないだろうか。今後の直接的な地球環境対応、特に国際協力、連携は産業界（民間企業や企業の所属する人）が大きな役割を担うことになることは明らかであり、そのことを正面から受け止めることが今回の環境基本計画の特に国際環境協力分野の論述では重要と考える。

(2) 国際的な戦略をもった取組の強化

— 国際的な環境政策での取組強化面でも「経済的な発展も含めたサステナビリティ」を基本に据えた展開となり、わが国の産業力や地方自治体、産業界が蓄積してきた技術、経験・教訓をいかに役立てていくかが大きな課題と考える。

— (社) 海外環境協力センターは民間企業、地方公共団体、その他国際環境協力に関心のある公益団体などで構成されているが、その活動展開を模索するなかでも民間参画の広範な可能性を踏まえたわが国の国際環境戦略の展開、言い換えれば「民間活力の積極的な活用」が取組強化の鍵となると考える。

3. 『四. 持続可能な社会に向けた重点的な取組』について

— 全体としては的確な構成、整理となっていると感じている。

— ただ、一点、『4. 横断的分野：領域を横断した取組や政策手段に着目した分野』での4項が全体的に行政課題対応的な記述となっていることが気になる。環境基本計画はわが国の各主体全体の参画の方向性を示すものであり、中間報告全体ではその基調が貫かれていると思う。しかし、この4項の記述は行政の政策展開方向的な

記述となっているように感じられる。

- この点への配慮をいただきたいことと、「国際的な枠組みやルールの形成の貢献」とは別項で「産業経済活動を含むあらゆる領域を通じての地球環境問題、途上国環境問題への積極的な協力、連携」を鮮明にして掲げていただけないかと希望している。枠組み、ルールづくりを含めて、国の国際戦略づくりや展開では官民、特に国と産業界の連携が不可欠だと思う。

4. その他

- 以上、中間とりまとめに沿った意見を述べたが、最後に、我が国は戦後復興から今日までの60年間で他の先進諸国が経験しなかった都市集積、産業の急激な発展などを経験し、その負の教訓を含めて途上諸国にとって極めて重要な産業、都市づくり、社会システム、技術といった面での多くの蓄積を有している。また、循環社会づくりや省エネルギーなどの面でも世界を先導できるだけの技術、システムの蓄積（意識面で問題はあるが）を有しており、これらを産業、経済、社会面での協力を通じて途上諸国に活かしてもらおうといった協力戦略が重要と考える。特に、循環・省エネ型産業技術（一次・三次産業を含む）、都市づくり、自然保護・再生分野で「負の経験・教訓」も活かした協力戦略の視点を是非組み込んでいただきたい。

環境保全への取組み

平成17年8月26日

国際協力銀行

Japan Bank for International Cooperation

業務概要

- 1)輸出金融
- 2)輸入金融
- 3)投資金融

- 4)事業開発等金融
(アタイドローン)
- 5)ブリッジローン
- 6)リファイナンス
- 7)出資
- 8)調査業務

「国際金融等業務」は、日本の輸出入もしくは海外における経済活動の促進または国際金融秩序の安定に寄与することが主目的となります。

- 1)円借款
- 2)海外投融資
- 3)調査業務

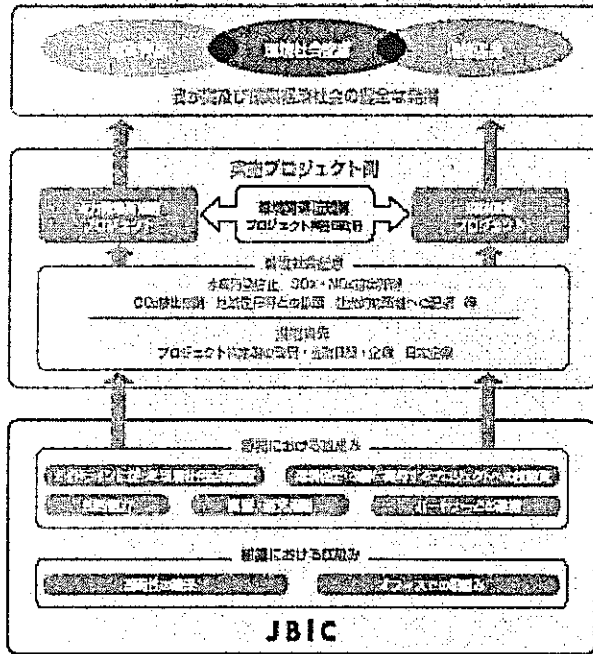
「海外経済協力業務」の基本は、主に開発途上国などの自給能力を促す資金提供にあります。

国際金融等業務
ODA
海外経済協力業務

財政投融資
起債資金
自己資金等

一般会計出資金
財政投融資
自己資金等

環境保全への取組み



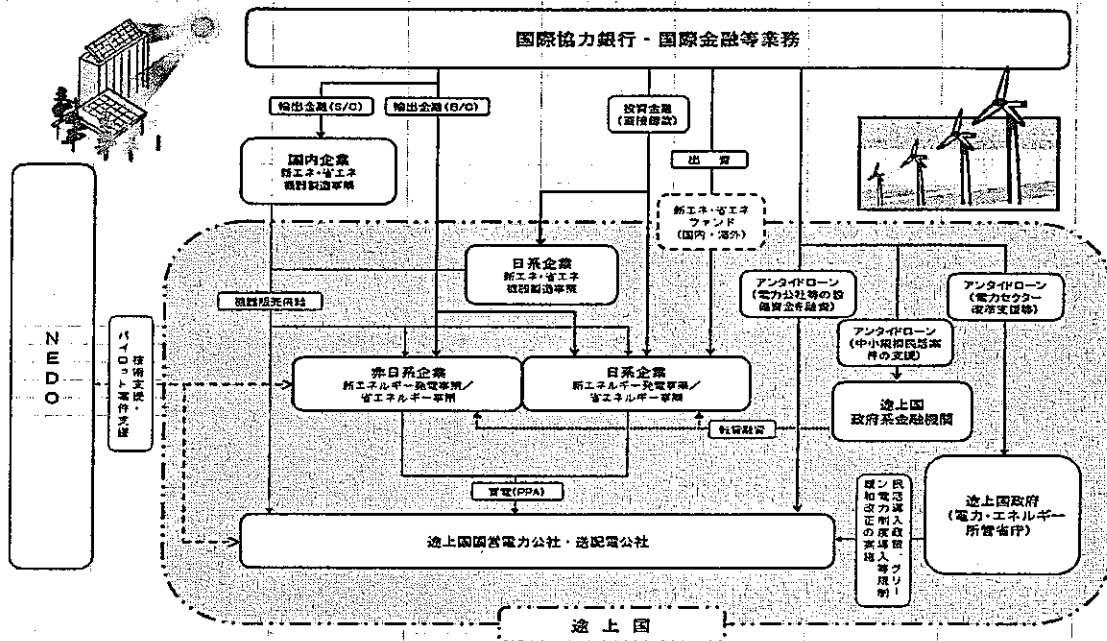
- 開発途上国: 経済発展・環境保全の両立が課題
- JBIC: 経済発展への協力 + 開発途上国の環境への取組みを積極支援
 - 環境保全・改善プロジェクト
 - 地球規模問題(地球温暖化)への取組み
 - 環境ガイドラインに基づく環境社会配慮の徹底

環境保全・改善プロジェクト

- 環境保全・改善分野(例示)
 - ✓ 公害対策: 大気汚染防止、水質汚濁防止、
 - 省エネルギー、新・再生可能エネルギー等
 - ✓ 自然環境保全: 森林保全・造成等
 - ✓ 居住環境整備: 上水道、防災等
- 円借款: 優先条件の適用もあり

環境保全・改善プロジェクト (本邦企業活動等を通じた貢献)

新エネルギー・省エネルギー関連案件に対する国際銀・国金等業務による取組み (概念図)

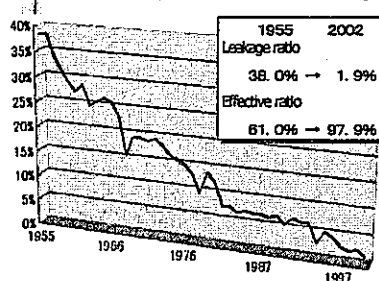


環境保全・改善プロジェクト (我が国地方公共団体との連携)

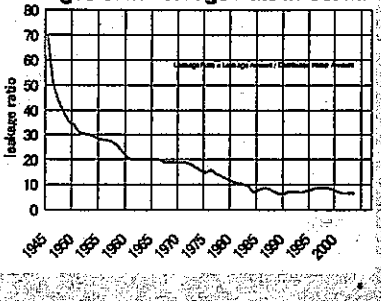
○ 日本の経験:

環境分野の知的協力: 制度構築支援、効率的な水利用計画、漏水・節水対策、廃棄物処理対策など

Change of Leakage Ratio in Fukuoka City



Changes of in Leakage Rate in Osaka



インド「ジャイプール上水道整備事業」:
横浜市、大阪市、福岡市、(社)アジア
協会アジア友の会と連携しラジャスタン
州政府に対しアドバイス

